

令和3年度第1回 東大和市立図書館協議会 概要録

会議名 令和3年度第1回 東大和市立図書館協議会
開催日時 令和3年6月30日（水）午後3時～午後4時50分
開催場所 東大和市中心図書館 2階視聴覚室
出席者 （委員）上田委員、荒川委員、六馬委員、川崎委員、岡崎委員、
佐々木委員、島委員、柴田委員
（欠席者）関委員、住吉委員
（事務局）小俣（社会教育部長）、浴（中央図書館長）、
内野（管理係長）、西尾（主査（計画担当））、
柳原（事業係長）、永井（桜が丘図書館長）、
宮田（清原図書館長）

会議の公開・非公開の別 公開 傍聴者数 2人

会議次第 1. 開会
2. 議題
(1) 令和3年度事業について
(2) その他
①地区図書館への指定管理者制度導入の準備について
②新型コロナウイルス感染症感染拡大防止への対応について
③移動図書館みずうみ号廃止後の代替事業について
④中央図書館会議室の試行的開放について

配布資料 ・次第
・図書館の重点目標（令和3年度）
・図書館事業計画
・地区図書館への指定管理者制度導入の準備について（報告）
・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止への対応について
・移動図書館みずうみ号廃止後の代替事業について
・中央図書館会議室の試行的開放について

1 開会前

【委嘱状の交付】

2 委員自己紹介

3 社会教育部長あいさつ

4 職員自己紹介

5 開会

会長： 令和3年度第1回東大和市立図書館協議会を始めさせていただきます。本日は傍聴者があります。会議は、東大和市情報公開条例第30条の規定によ

り、原則公開となっておりますので、これを許可いたします。

(傍聴者入場)

6 議題

(1) 令和3年度事業について

会 長： それでは、次第6の議題に入りたいと思います。議題1「令和3年度事業について」の説明をお願いいたします。

事務局： それでは、資料1をご覧いただきたいと思います。議題1 令和3年度事業につきまして、ご説明いたします。初めに今年度の図書館の重点目標につきまして、私からご説明をさせていただき、そのあとの図書館事業計画につきましては、各担当係長から説明をさせていただきます。

それでは、1ページ目の図書館の重点目標についてです。1の資料収集につきましては、「高度化し、多様化する市民要望に応えるため、効率的な資料（図書、雑誌、CD等）の収集に努める」としております。資料費につきましては、令和3年度は3館の合計で3, 294万9, 000円となっており、前年度に比べて172万2, 000円、率にして5%の減となっております。

続きまして、2のサービス活動の充実についてであります。アとして、中央図書館では「週3回水、木、金曜日に実施している午後7時までの夜間開館を継続して実施し、利用者の利便を図る」としております。これは引き続きの内容になります。

次にイの「図書館見学会・おはなし会等の児童サービスを充実し、子ども達に本を読む楽しさと大切さを知ってもらう」につきましてですけれども、4月25日に緊急事態宣言が発令されて以降は、おはなし会は全館とも開催できておりません。小学校3年生対象の中央図書館見学会については、6月21日からのまん延防止等重点措置となってから学校の校外学習が一部再開されたことを受け、実施しております。当初予定していた実施の期限終了後も、学校からのご要望があれば、できる限り受け入れる方向で考えております。

次にウの「図書館利用に障がいのある市民へのサービスを充実し、快適に図書館を利用できるように努める」につきましては、いわゆる障害者差別解消法のほか、視覚障害者バリアフリー法の趣旨に基づき、これまでどおり視覚に障がいのある方々にサピエ図書館を利用したサービスを提供していくほか、デージー図書や大活字本等の充実にも努めてまいりたいと考えております。

続きまして、エの「地域文庫、学校、その他関連機関との連携および市民との協働を推し進め、図書館事業の活性化に努める」につきましても、新型コロナ

ナウイルス感染症によりまして、事業の実施等については、かなり影響を受けております。そのような中でも学校および学童保育所への団体貸出については、4月25日以降の臨時休館の時期も継続して行っておりました。今後も可能な限り対応してまいりたいと考えております。

次にオの「市民サービスの要望に応じた的確な資料提供ができるように、リクエストサービスやレファレンスサービスの充実を図る」につきましても、継続となります。求められた資料や情報を的確に探し出し、速やかに提供できるように努めてまいります。

続きまして、3の「市内全域サービスの実施」につきましても、移動図書館みずうみ号が令和2年度末をもって運行終了となりましたけれども、その代替サービスとして、令和3年4月より出張窓口と銘打って、軽ワゴン車で既存のステーションを巡回し、予約資料の貸出や資料の返却、リクエストの受付等を実施しております。

次に4の「PRの充実について」であります。昨年からは新型コロナウイルス感染症の影響により、開館ですとか、サービスの状況に様々な変更が生じてきましたけれども、その都度、図書館のホームページや市のSNSにより、こまめに情報発信をしてまいりました。4月以降の臨時休館においても予約資料の受け取りのみはできるということで、利用者の皆様からの図書館のホームページを通じた資料の予約というものも、次第に定着してきたように思います。

次に5の「子どもの読書環境の充実」につきましても、令和3年度は「第二次東大和市子ども読書活動推進計画」の4年目ということになります。各施設、機関における読書活動内容の把握と次期計画の策定準備などに努めてまいりたいと考えております。

最後に、その他としまして、「地区図書館における指定管理者制度の導入についての事務を進めていく」としてありますが、令和4年度からの制度導入に向けて指定管理者の公募および選定、選定された指定管理者候補者との引継ぎなどを行ってまいり予定でございます。

1枚おめくりいただいて2ページをご覧ください。ここからは、図書館事業計画です。こちらにつきましては、各係長から説明をさせていただきます。

会 長： ありがとうございます。それではお願いします。

事務局： 説明をさせていただきます。今、2ページをご覧ください、中央図書館の事業計画について説明させていただきます。まず、資料購入についてですが、こちらはあくまでも目標値ではありますが、図書を9,000冊、新聞19紙、雑誌150タイトル、CD200タイトルを購入するということを計画しています。

次の図書館見学会については、先ほど館長からもありましたが、3年生の中央図書館見学会が、現在、始まっています、実は明後日も見学会がござい
ます。新型コロナウイルスの関係で、多くの学校が残念ながら中止になって
しまいました。今後、学校の状況を見て、来られる環境になれば、ぜひ来てい
ただきたいと思って準備をしていきたいと考えております。また、秋以降で
すが、幼稚園、保育園に対しても声をかけまして、子どもたちが図書館とい
う場所で、本に触れ合う機会というのを、ぜひ持っていきたいと思ってい
ます。

次のおはなし会についてですが、こちらは市内のおはなしの勉強グルー
プで、おはなしの勉強をされている方にご協力をいただきながら、毎月第1・第
3金曜日に4歳～小学1年生、第2・第4土曜日に小学校2年生以上という
ことで、おはなし会を実施するというようにしております。

こちらも、現在まん延防止措置の関係で中止となっておりますが、解除さ
れた後は実施できるようにしたいと考えております。

次のわらべうたのおはなし会は、中央図書館は定例的に毎月やるとは今の
ところまでできておりませんが、年間1学期に1回ずつぐらいは実施したい
ということで計画をしておりました。こちら春の部は実施ができなかった
のですが、今後は状況を見ながら、乳幼児と親子の触れ合いを楽しむための
わらべうた、手遊びや絵本の読み聞かせなどを実施していきたいと思ってい
ます。

次の出前おはなし会ですが、小学校または中学校から、クラス単位もしく
は学校単位で要望があれば図書館職員が直接出向いて、おはなしや絵本の読
み聞かせやブックトークなど、いろいろな形で子どもたちに本を紹介する施
策を行いたいと思っております。

次のビブリオバトルですが、いわゆる知的書評合戦という形で、主に子ど
もを対象に、今までやっておりましたけれども、それぞれ自分がおすす
めする本を制限時間の中で、精一杯プレゼンテーションをするということ
を開催しておりました。昨年度は残念ながら新型コロナウイルスの関係で
開催できなかったのですが、今年度は状況を見ながら、ぜひ開催して子
どもたちの本および去年は大学生まで参加対象としていたのですけれど、
自分が推薦する本に対しての熱い思いを聞きたいなと思っております。

次のブックスタートですが、こちらは保健センターで行っている3～4か
月児健診の際に、ブックスタートパックという形で絵本を2冊、そして図
書館からの案内や赤ちゃんにお勧めの絵本のブックリスト、こちらは東大
和の文庫連絡会の方と一緒に作ったものですが、そちらを手渡しなが
ら直接絵本を読み聞かせをして、親子の触れ合いなどをPRしたいと思
っております。

次の図書展ですが、環境を考える図書展、非核・平和図書展など、市の行事等に合わせた図書展およびその時々季節にあったテーマを取り上げて、関連図書を展示するという取組みを行っていきます。

不要資料の市民等への配布ですが、除籍となり不要になった本を有効活用するために、まずは希望する市内の公共施設に声をかけまして欲しい方にお配りした後に、市民の皆さんに無償配布ということで、2階の廊下に机を出しまして、常時実施しております。

次にユニバーサルサービス（障害者サービス）でございますが、こちらは、今までは障害者サービスという言い方をしていたのですが、障害者という言葉だと、なかなか利用の垣根が高いのではないかという担当からの声もありまして、いわゆる障害者と言われるような人だけではなくて、図書館の利用にバリアがある人に、すべてにサービスをしたいという思いで名称を変えさせていただきました。こちらについては、市民グループ、当協議会委員も属していただいている東大和音訳グループ、点訳サークル及び、布の絵本グループ「わたほ」などの方々の協力を得まして、録音図書（DAISY）、点字図書の作成や対面朗読サービスなどを実施していきます。

次のボランティア育成ですが、今のところ秋を予定しておりますが、音訳者講習会を開催して新規の音訳ボランティアの方を養成するということを計画しております。

次の資料のリクエストについてですが、先ほど館長からもありましたが、図書館のホームページ及び館内の利用者用端末機から、また、電話や口頭でも受付し、利用者の方の読みたい資料の要望に応える形で、迅速に資料提供を進めたいと考えています。

次の図書館への声、こちら1階のところに無記名の用紙を設置しまして、図書館に要望することや、なかなか直接言えないようなことでも、入れていただけるコーナーを作っております。それを活かしまして、より良い図書館の運営を目指していきます。

次のヤングアダルトサービスについてですが、1階の大人のフロアの一角に、中高生向きの本を一般書、児童書、双方から集めたヤングアダルトコーナーを作って、利用が落ち込む時期でもある中高生世代の利用促進を図りたいと考えております。

最後の図書館報ですが、「東大和市立図書館だより」という形で、今、ホームページ等がある時代では、情報の迅速性というところで劣るのですが、逆に読み込む形での図書館からのお知らせということで、継続して今年度も発行していきたいと思っています。説明は以上です。

会 長： ありがとうございます。お願いします。

事務局： それでは、桜が丘図書館の事業計画について、ご説明させていただきます。
3 ページ目の 2 番、桜が丘図書館の項目をご覧ください。資料購入につきましては、図書 2, 400 冊、新聞 5 紙、雑誌 76 タイトルを購入する予定にしております。

次の項目のおはなし会ですが、桜が丘図書館では、第 1・第 3 水曜日に 4 歳以上の子ども向けにストーリーテリングと絵本の読み聞かせ、それから、第 2・第 4 金曜日に 3 歳以下の親子を対象にわらべうたと絵本の読み聞かせということで計画しておりますが、コロナウイルスの関係でおはなし会は、4 月に 2 回行いましたが、現在は実施出来ておりません。わらべうたにつきましても、昨年度はできませんでした。要望するお子さんもいるのですが、何とか収束して早くできるようになればいいなと思っております。

次の図書展、資料のリクエスト、ヤングアダルトサービスについては、中央図書館、清原図書館と協力しながら進めてまいりたいと考えております。簡単ではございますが、桜が丘図書館の事業計画については、以上でございます。

会 長： ありがとうございます。お願いします。

事務局： 続きまして資料 3 ページ 3 番、清原図書館をご覧ください。清原図書館につきましては、令和 3 年度、資料購入といたしまして、図書 2, 900 冊、新聞 5 紙、雑誌 75 タイトルの購入を予定しております。

次に図書館見学につきましては、隣接する第三小学校が全学年、年に 2 回いらっしゃいます。

今年度も 1 回目としまして、先週、それから本日もいらっしゃって館内を見学し、本を借りて帰るという内容で行いました。近隣の小学校からも要望がありましたら対応していく予定です。

また、秋冬にかけて、幼稚園、保育園の見学会も、ご要望がありましたら対応していきます。

次のおはなし会につきましては、清原図書館の場合は第 2・第 4 水曜日に、4 歳以上を対象にしたおはなし会、それから、第 2・第 4 木曜日には、3 歳以下の親子を対象にしたわらべうたと絵本の読み聞かせを、従前どおり行っていきたいと思っておりますが、まだ、再開は決まっておりません。なお、4 月に一度 4 歳以上を対象にした、おはなし会を実施しました。

以下、図書展、資料のリクエスト、ヤングアダルトサービスにつきましては、中央図書館、桜が丘図書館と同等のサービスを展開していきたいと考えております。以上です。

会 長： ありがとうございます。4 番に関してお願いします。

事務局： 4 番の出張窓口については、詳しくは、今日の報告の 3 番で説明させてい

ただきますが、移動図書館みずうみ号が廃止となった後のサービスとして、出張窓口という名称で軽ワゴン車による市内5か所のステーションを巡回しております。以上です。

会 長： ありがとうございます。それでは、説明が終わりましたので、何かご質問があれば、どうでしょうか。

委 員： 資料購入とあるのですが、例えば、図書9,000冊とか、CDの200タイトル、これはどのようにして選ぶ感じなのですか。

事務局： 図書に関しては、多くは見計らいと言いまして、図書の間屋さんのような、取次というところから見本の本が届きます。それを職員が、全員で分野毎に分かれて、選書会議という形で本を選びます。その中で毎週買う本を決めているというのが一番大口の購入になります。それ以外にも、カタログですとか、書評などからピックアップした本を選んだり、また、もちろん利用者の方のリクエストという形で、購入するものもごございます。CDに関してですが、本のように見本で聞いてみるというのは、なかなか難しいので、CDの情報を集めたリストを職員で回覧しまして、かたよりのないように選びまして購入しております。ただCDの場合は、本のように資料費が潤沢ではないことから、すべて本のようにいろいろな意味で対等に買うというのは難しいのですが、一部の資料にこだわらない形でバランス良く買うようにこころがけております。以上です。

委 員： CDは、市民の要望とか、リクエストとかできるのですか。

事務局： 本のように要望していただいたものすべて購入するという形では行っておりません。ただ、こういうものがあつたらいいのではないかという声があれば、次の購入の時の参考にはさせていただきます。

会 長： よろしいでしょうか。

委 員： もう1ついいですか。ここに不要資料の市民等への配布とあって、よくあそこに置いてくださっていて、私、大好きでよくいただくのですが、ああいうのはどのようにして決めたりするのですか。不要になったとか、市民が持って行っていいよというのは、例えば借りた回数がうんと少ないとか、そういう何か事情があって、やはりああいうところに置いてくださって、市民の欲しい方にあげるみたいな形になっているのですか。

事務局： 資料の除籍、特に本の除籍に関しては、図書館で除籍方針というのを設けておまして、それに従って除籍をしています。今、委員がおっしゃっていたように、大分古くなって、本が出版された当初は需要があつたけれども、今、年数が経ってあまり需要がなくなって、しかも実用書に関しては内容的に古くなって、今の時代ではそぐわないだろうというものが中心にはなりますけれども、それを職員のほうで選んだものをまた全員で見直して、これは本当

に廃棄していいものかどうか、職員の合意のうえで除籍する本を決めています。その中で先ほども申し上げましたが、まずは市内の公共施設ということで、小学校や保育園に声をかけまして、そこで活用できるものであれば選んでいただいて、その残ったものをこちらに出して、市民の方にもらっていただけるようにしています。

委員： わかりました。ありがとうございました。

会長： ほかはいかがですか。

委員： 何点かあるのですが、おはなし会なのですけれども、まん延防止措置が出ると、それで中止ということ。対ということでしょうか。例えば、まん延防止が出たらば人数を制限するとか、感染対策をしっかりとるとか、ゼロか百ではなくて、何かその間はないのかななどと思ったりするのですが、先ほど部長の話で近隣のところと連携みたいな話もありましたけれども、おはなし会は5人にするとか、人数は今、勝手に言った数字ですけれども、少なくとも続けられないのかなと、そんな感じを持ちました。

2つ目が障害者サービスがユニバーサルサービスに名称を変更されたようですが、障害者サービスという名称をやめるというのは、それを前提で、そうするとその間に、いろいろな選択肢の中でユニバーサルサービスとしたのかと思うのですが、その検討の経過、なぜユニバーサルサービスという、このユニバーサルサービスというのは結構幅広いです、言葉としては。例えば、階段の問題だとか、もちろんソフトのところもあるのですが、一般的ではないし、そのへんの検討の経過みたいなものを、もしお聞かせいただければと思います。

それと最後になるのですが、図書館への声というのを、先ほど事業係長からお話を伺って、これはいつからされていましたか。以前からですか。今年からやるみたいな感じで私は受けてしまったのですが、以前からであれば以前からということ、以上3点。

会長： お願いいたします。

事務局： では、私から1番目と3番目についてご説明いたします。まず、コロナの関係を後ほどの報告のところで詳しく申し上げるつもりではありましたが、おはなし会というより、館内滞在時間30分程度でお願いいたしますということを、まず皆様にご協力、お声掛けさせていただいている点がございまして、それはなぜかという、やはり館内が密にならないようにということです。ゆっくり座って新聞や雑誌をお楽しみになりたい方も多くいらっしゃると思うのですが、まずは開館して好きな本を棚から選んで帰ると、本当に図書館の最初のところだけしか、今、できない状態ではあるのですが、30分以内でできることはその位ではないかなと考えました。おはなし会に

つきましても、今まで通常、東大和でやっているおはなし会は、だいたい30分位かかります。短くして10分のおはなし会にする方法も検討しなかったわけではございませんけれども、やはり親御さんと一緒にいらっしやって、時間までお待ちになって、おはなし会を楽しまれて、そのあと帰るといって、やはり30分は超えてしまうかなというところの判断で、今、残念ながら中止をしているところです。

また、どうしてもおはなしの部屋という閉ざされた中に入るといって、座る場所を示したり、いろいろ各館工夫はしているのですが、そんな中で先着何名にするとか、昨年の秋に再開したときはいろいろ検討していたのですが、今回4月に緊急事態宣言が出たときに、1月に出た緊急事態宣言と、ちょっと重さが違うぞというの、やはりいわゆる変異株とか出始めたこともありまして、そういった危機感が前回、もしくは昨年と比べて強い部分が市全体、私共にごさいましたことから、今、お客様には申し訳ないのですが、厳しめの対応を引き続きさせていただいているところでございます。

近隣市は、そろそろここでおはなし会を再開しているところもあるのですが、当市は、今のところ30分というところに連動してという方向でやらせていただいております。

それから3番目の図書館への声につきましては、こちらは正確な期日はただいま持ち合わせてございませんが平成の始め、もしくは昭和の頃から行っておると記憶してございます。方法は、お寄せいただいたものの回答を紙に書いて、壁に貼っていた時期もありましたけれども、現在はファイルに綴じて、皆様ご覧いただけるような形にしたものを、全館に備え付けて、中央図書館に寄せられたお声を、桜が丘図書館や清原図書館でもご覧いただけるような形で行っております。私からは、以上です。

事務局： 2番目にありました、障害者サービスの名称の変更についての経緯についてですが、もともと障害者サービスということで、イメージとしては視覚障害者へのサービスというのが、今でもそれが中心にはなっておりますが、それがほとんどのサービスの内容であるという形になっていました。このところで、特に高齢者へのサービスというのを担当のほうで問題意識を持ちました。一般の高齢者の方で、単にもう本が自分で見にくくなった、もしくは図書館まで来ることが難しい、本をずっと長く持って読むということが難しくなってきたとか、いろいろなタイプがあると思います。いわゆる介護認定を受けているとか、こんな形での基準を設けることができるのではないかという話が出まして、障害者という言葉には、私は障害者ではないという方にとっては、なかなか取っ付きが悪い、図書館にはそういう方にも対応できるサ

ービスの資料があるのに、そういう方が利用できない、利用しようと一歩踏み込むことがしにくいのではないかとということもありまして、担当を中心に検討を始めました。他自治体の図書館では、ハンディキャップサービスという形で、障害者という言い方ではないけれども、図書館利用にハンディがある方へのサービスという形で、よく使われているところもあります。そちらの検討もしたのですけれども、もともとの始まりが、もっとより広い意味で、図書館利用に障害がある人をカバーしたいという思いもありまして、ユニバーサルデザインという言葉はだいぶ前から使われていますが、そんなに一般的ではないのかもしれないのですが、いわゆる誰でも使えるサービスのようなものを目指したいという思いがあって、ユニバーサルサービスという形に、最終的には落ち着いたという経緯がございます。障害者サービス、障害の「害」の字を変えるとか、平仮名にするとか、別の表現、ユニバーサルではなくてバリアフリーサービスというのも検討の中では挙がりましたが、ただ、より新しいことに踏み込みたいという思いもあって、最終的にはユニバーサルデザイン、ユニバーサルサービスのような広い形の表現にさせていただいたということが、検討の経緯であります。以上です。

会 長： よろしいでしょうか。

委 員： 今、ユニバーサルサービスについてのご説明がありまして、納得はしたのですけれども、新たな疑問が生じたのですが、ユニバーサルデザインという言葉は、そもそも障害者であるとか、あるいはハンディキャップがあると認められる人たちだけのサービスを構築していくのがなかなか困難であるし、社会的な、そこへ該当しない人へのサービスが足りないという発想が多分、根にあるのだろうと。ユニバーサルデザインの場合には、誰にとっても便利などという意味合いが、これは健常者と言いましょうか、障害者やハンディキャップに該当しない人にとっても優しい、そして便利な、そういうサービスの構築という意味合いがあるので、もしそうであるのならば、このユニバーサルサービスというものも、障害者の人たちやハンディキャップのある人たちだけの希望に応じるということではなくて、もっと広く、弱視者であるとか、そういうハンディキャップを持っていない人の利用も促していくという、思想というか姿勢があるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

事務局： 今、委員がおっしゃっていたことも含めてなのですけれども、いわゆる障害者というと、障害者手帳を持っている、それが利用資格になる、そのようなイメージがまだまだあるのかなと思っています。今、当市の図書館も皆そうなのですけれども、障害者手帳の有無は問わないというのが一般的ではあるのですけれども、先ほど最初のほうに申し上げましたが、障害認定はされなくても、図書館の利用はしづらい、図書館まで来たりして本を手にする

のはなかなか辛いという方でも、利用できるようなサービスを構築していきたいなという思いです。ただ、録音図書の作成に関して、著作権法の改正によって、いわゆる視覚障害者だけでなく、読書困難者も含めた形で、録音図書が著作権フリーではないのですが、許諾を得なくても作れることになりました。いわゆる学習障害とか、ディスレクシアの子どもたちに対しての、デイジーですとか、そういうことも含めて新しいものに取り組んでいきたいという思いも含めて、少し壮大にしすぎたかもしれないですけども、ユニバーサルサービスという、委員がおっしゃったように、そのサービスがあることによって、一般の人も使いやすい、視覚に障害がある人だけではなくて、ちょっと図書館がなんとなく使いづらいな、本をちゃんと読めないから図書館は行きづらい、という人でも来られるような場所にしたいという思いがありました。

委員： そうしますと、よくわかるのですけれども、恐らく委員のおっしゃりたいことは、障害者にこのサービスが届きにくくなるのではないかという発想があたりだということでしょうか。つまり、明確にサービスの内容が伝わらない恐れがあるのではないかと。

委員： そこまで考えてはいないのですけれども、そこまで一般化されている言葉ではないですよ。日本語で何かないのかなと思ったりとか、このユニバーサルサービスは、すぐ市民の方に伝わるのかなという感じがしたのです。今、委員が言われたように、ある意味では障害者サービスと比べるとわかりづらいということがある。それで質問させていただきたいと思うのですけれども。

事務局： 確かに、よくわからないかもしれないというのもありましたし、今までのサービスを使っていた方にもわかるようにということで、今のところ、括弧書きで障害者サービスと書かせていただいて、チラシや利用案内等にも載せています。確かに説明を求められる、ただユニバーサルサービスはなに、みたいところはどうしても出てくるのかなと思いますので、そこはきちんと説明をしていく、また端的な説明の言葉を加えていくということで、わかるようにしていきたいと思っています。

委員： 今後、具体的にどういう展開をされるのかを楽しみに期待したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長： すみません、私のほうから2点。まず、ブックスタートは、職員の方は行かれていますよね。その時期に、もし可能であるのならば、ボランティアの育成というのは、音訳ボランティアの育成はすごく大事なのですけれども、このブックスタートのボランティアも少し育成してもらえると良いのかなと、すごく感じています。というのは、今、実際に行っていませんけれども、だんだん私も寄る年波で動けなくなってくる中で、やはりきちんと説明ができる

ボランティアさん、これはすごく大事だと思うのですね。というのは、ブックスタートのお手伝いに行ったときに、お母さんたち、本当にやらなければならないからやっています、みたいなそういうお母さんたちがいます。お話ししなければいけないとか、絵本を読み聞かせしなければいけないから、今もうやっていますと。いや、そんなにやってしまったら、子どもさん本嫌いになってしまうのではないかなと心配するようなお母さんもいらっしゃるので、やはりそういうところが、いわゆるブックスタートはどういうことなのかということを、やはりボランティアさんに、もしこの時期に養成ができれば、また職員だけではなくて、他の方たちのお手伝いが必要になった時に、すぐ動けると感じていますので、検討していただくとありがたいです。

それともう1点、先日清原図書館に行きましたが、三小の子どもたちがとても大勢来ていまして、ちょっと私がショックだったのは、清原図書館はそんなに広くないですよ。そうすると、子どもたちは順番に、本を選ぶ子どもたち、それからカウンターで借りる子どもたち、それから借りたのを持ってどこに行っているかと思ったら、ロビーに行って、ロビーに直座りして見ている子もいたのです。ロビーは、いろいろな方たちが出入りする場所なので、そこらへんのところを、三小の先生方と相談して、検討してもらえると良いのかなと。やはり大勢一気に行くので、そのへんのところがちょっと気になりました。あそこに座って、読みたい子は読みたいのだろうなと思いながら、ちょっと気になりましたので、検討お願いしたいと思います。その2点です。質問というよりは、お願いします。

では、他にご質問なければ、この事業については終了とさせていただきます。

7 報告（1）地区図書館への指定管理者制度導入の準備について

会 長： 続きまして、次第7「地区図書館への指定管理者制度導入の準備について」説明お願いいたします。

事務局： 地区図書館への指定管理者制度の導入の準備についてということで、今回初めての委員の方もいらっしゃいますので、昨年と同じになりますが、経緯からご説明いたします。

東大和市には地区図書館として、桜が丘図書館と清原図書館がございますが、こちらの開館日や開館時間については、各図書館開館当初から改善を求める要望等がありまして、また、隣接市と比較してもかなり少ないということがあったことから、図書館では、平成28年10月から見直しを行ってきました。こちらの図書館協議会からの答申をいただいたり、また利用者にアンケートを取ったり、利用状況等を参考にして検討しましたがけれども、その結果令和4年度から、桜が丘図書館及び清原図書館へ指定管理者制度を導入

するということが決定いたしまして、現在準備を進めているところでございます。配布資料の内容及び現在の進捗状況につきましては、担当よりご説明させていただきます。

会 長： お願いいたします。

事務局： 説明をさせていただきます。資料の2になります。指定管理者の公募につきまして、4月15日から、募集要項、仕様書、申請様式、参考資料を市のホームページと図書館のホームページに載せまして、指定管理者の公募をしました。こちらの内容につきまして、今回ご説明をさせていただきます。

まず、東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館指定管理者募集要項をご覧ください。まず公募の趣旨としましては、東大和市教育委員会では、東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の管理運営について、住民サービスの向上及び効率化を図るため、令和4年度から新たに指定管理者制度を導入します。そのため今回指定管理者を公募するものであります。4、指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。5、公募及び選定方法は、公募型プロポーザル方式とし、東大和市指定管理者選定委員会により審査をいたします。審査は、書類審査並びにプレゼンテーション及びヒアリングにより行います。次に、5、本業務に関する経費等、指定管理委託料については、年度ごとに予算額の範囲内で指定管理者と協議をし、年度協定を締結して支払いをします。なお、参考として5年間、2館合計の指定管理委託料上限参考額を示しています。続きまして、7、教育委員会と指定管理者のリスク分担になります。この表にない部分については、相互の協議の上、決定することとしています。10、応募の手続きについては、公募説明会、施設案内会を行いまして、8社の参加がありました。次に(3)募集要項に関する質問の受付については、5月11日と12日に受付をしまして、5社から32件の質問があり、5月26日に回答をしました。(5)応募方法については、6月16日と17日に4社から応募を受付しました。11、応募のための提出書類については、アからシまでの書類を提出していただきました。続きまして、12、選定については、(1)選定方法は、第1次審査が書類審査、第2次審査がプレゼンテーション及びヒアリングになります。(2)選定基準については、アからケまでの基準において評価をし、評価の点数が高かった応募者が指定管理候補者となります。続きまして、13、指定管理者の指定、協定の締結について、(1)協議及び仮協定は、まず教育委員会と指定管理者候補者で細目について協議を行い、仮協定を締結します。なお、当該候補者との協議が成立しない場合、次点候補者がいるときは、次点候補者と協議を行います。(2)指定及び協定について、令和3年12月市議会定例会において、指定管理者の指定について議会議決後、指定管理者に指定し、基本協定を締結し、令

和4年4月1日に年度協定を締結する予定です。続きまして14、本業務の実施状況の監視等については、教育委員会は事業実施状況を把握する必要があるため、(1)から(5)の内容のモニタリングを行います。モニタリングについては、毎年実施する予定になってます。続きまして別紙1、経費区分表です。施設管理費につきましては、指定管理者の経費には含まれていません。施設管理は市で行う形になります。続きまして資料1ですが、こちらが指定管理者と締結する基本協定書の原案です。こちらをもとに、指定管理者候補者が決定したあとに、協議を始めます。募集要項につきましては以上です。

続きまして、東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館指定管理者仕様書です。1、総則については、先ほどご説明いたしました募集要項と一体のもので、地区館の指定管理業務について教育委員会が業務の基準を示すものです。続きまして、6、管理運営体制です。(1)地区館の館長については、各館に1人配置し、どちらかの館長が統括館長を兼ねる形になります。また、(2)館長を補佐できるものについても各館に1人配置し、(3)その他の地区館職員については、可能な限り司書の資格保有者や図書館の勤務経験者がある者の配置をしていただきます。(4)開館中の館長・館長を補佐できる者の配置及び(5)司書の配置等については、開館中、教育委員会の了承を得た場合を除き、館長・館長を補佐できる者及び司書は必ず在館し、司書の資格保有者の割合は50%という規定をしました。7、図書館サービスに関する業務ですが、内容としては図書館における一般的な業務ですので、主なものだけ挙げさせていただきます。(3)資料管理業務、ア、選書については、新刊案内リストによる1次選定のみです。シ、蔵書点検は、年1回5日以内での実施となります。(4)各種サービス業務、ア、レファレンスについては、その場で回答できないような難しい案件については、レファレンス記録票を作成、送付して中央図書館でのその後の対応をします。イ、児童・ヤングアダルトについては、小学校、保育園等の図書館見学会、学校図書館との連携等について対応していただきます。10、独自事業については、実施に関しましては、このあと出てきます連絡調整会議におきまして、計画書を提出していただいて教育委員会の了承を必要とします。12、連絡調整会議の開催については、予定として毎月1回程度、出席者は中央図書館長及び係長と、指定管理者は統括館長、館長、営業担当者等によって行います。会議の内容については、月次事業報告書、要望等の報告、先ほどの独自事業等の提案等です。

そのほかに、東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館指定管理者申請様式、A3の2枚は、参考資料として、過去3年間の利用状況等を一緒に添付いたしました。なお、これに関連いたしまして、現在、別途業務マニュアルを作成しております。以上です。

会 長： ありがとうございます。何かご質問があれば。

委 員： 募集要項の6ページのところで、指定管理者の収入が、2億9,400万円。3億ですね。何年分の金額ですか。

事務局： 今の募集要項6ページの件ですけれども、こちらは全期間の合計ですので、5年間の2館合計ということになります。

会 長： ほかにご質問ありますでしょうか。

委 員： 今のに関連して、ということは、指定管理者の収入は、この金額は、今までかかってきた金額よりも安いということになるわけですか。

事務局： 今の金額をもとに出しています。

委 員： わかりました。あともう1つ聞いても良いですか。開館時間の延長と、休館日を減らすということが最初の目的だったのですよね。それは特には謳われていないのですけれども、募集要項の7ページの6の2のところに開館時間及び休館日というのは、予め教育委員会の承認を得てということだけで、どれだけにしなさいということは書かれていないのですけれども、今よりも開館時間が延びて、休館日が減るとするのは必須条件なのでしょうか。

事務局： 募集要項の4ページになりますが、開館時間及び休館日については、桜が丘図書館は毎日10時から5時までだったものを、水曜日と金曜日については2時間延長で午後7時まで。清原図書館は時間は変わりはないのですが、月曜日と火曜日が休館日ですけれども、今回火曜日を開ける形にしまして、1日増えています。あと、そのほかに祝日は全部休館日にしていたのを、祝日は開館をして、その翌日の平日は休館日になっているので、開館時間を増やしています。

委 員： わかりました。ありがとうございます。

事務局： 補足ですけれども、これは市の期待する最低ラインで、これよりどういう提案をしてくるかは各事業者さん次第で、これよりもっとというところもあるかもしれませんが、このとおりで出してくるところもあると思っています。

会 長： ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

委 員： 仕様書の9ページの独自事業というものは、指定管理者のほうで何か提案をして、そして市民サービスに供していただくということを期待しているということなのでしょうか。それが例えばどういうことを見込めるのかなと、もし今の時点でわかりましたら、お教えいただけますか。

事務局： 独自事業なのですが、こちらは各社でこういう事業をやりたいと提案をしていただきまして、市でやっている事業にやらなければいけないおはなし会などがありますが、それにプラスアルファで、別の事業を提案していただいて、その事業は市でやったほうが良いとか、バランスとかがありますので、そこは連絡協議会で協議をして、実施していくことになります。プラスアルファ

アの事業を期待しているものになっています。

委員： それは、指定管理者の自己財源ですか。

事務局： そうです。はい。

委員： そうするとこれがどういうものになってくるのかということによっても、市民の便宜が変わってくるかもしれない。

事務局： そうですね。そういった計画の募集を受けています。

委員： もしかして、指定管理者が決まったら、もうこのやり方のみで、あとは、例えば、私が考えているのは、開館時間でも外の返却ボックスに返せるとか、そういう利便性があつたほうが。例えば子どもを乗せて、いちいち降りて本を返すだけのために駐車場から歩かなければいけないとか、自転車から降りて雨の中行かなくてはいけないということもなくて、開館時間もポストに返却できるというサービスが他市、立川とかもあるのですけれども、そういうのをやってくれたらすごくありがたいという意見を聞いているのですけれども。例えば指定管理者の人が決まって、5年間はそういう細かい要望を言えないということですか。どんな感じになるのですか。

事務局： 細かい要望は先ほどの連絡調整会議で話をしていきます。決まったらそのままではなくて、調整をしていく会議を毎月開いて、そこで話をしていくような形になります。

委員： 手数料がかかるから先にそれを謳ってもらおうとか、そういうのは急には無理なことなのですかね、やはりここに載せて、そういう条件を付け加えていただけたらしたら、私の個人的な勝手な考えなののですけれども、すごく便利だろうなと思ったのですけれども。

事務局： 開館時間中に返却ポストを使えるというのは、現在コロナ対応ということで特別にやっております。ただそれ以前は、開館中は閉めさせていただいておりました。それが東大和の基本スタイルです。ですので、今、市がやらないことをここに盛り込むわけにはいかないのです。それ以外にも、市がやっている細かいことはいろいろあるのですけれども、そちらは今、作成中の業務マニュアルのほうに載せさせていただきまして、それで決まったところと調整をさせていただくと考えております。細かい業務マニュアルの中にも、これは全館共通でやっているのでも守ってもらわなければ困るという部分と、ここは各館でそれぞれ創意工夫を凝らしてもらって、プラスアルファのサービスをしてもらっても構わないという部分が、恐らくどの業務にもそれぞれあるかと思っておりますので、そこを現在、業務マニュアル作成の中で精査しております。決まった業者さんとはそれをもとに調整をさせていただく予定です。その結果、例えば今言ったポストの話などは、例えば指定管理者がそうしたいというお申し出がある、もしくは市から、仮にコロナが収束しても、やは

りそのようなご意見があるのであれば、今後、市全体もそうしていきましようかみたいな話がありましたら、相互に調整をして変えていくということになっています。全ての図書館の決まりをこれに盛り込むと膨大なものになると思いますので、それは業務マニュアルにしていきたいと考えております。

委員： 確認なのですけれども、今開館中は外のポストに返せませんよね。

事務局： 返せます。

委員： いつからですか。

事務局： コロナの期間以降、去年の4月以降返せるようにしています。

委員： コロナの前は、桜が丘は外、2階まで行かないと返せないですけれども、中央図書館は、開館中でも外のポストに返せるのですか。そういう意味なのですけれども。

事務局： コロナの前は、閉めていました。カウンターまでお持ちくださいという表示をしていましたが、コロナの関係で、接触を避けるという意味で、いつでもポストに入れられるように。ただ、返却処理をするのは即時とはいかないので、1日何回か見に行く形になっています。

委員： コロナ以前の開館中の時は、外のポストは閉まっていたわけですね。私はそれがあったほうが良いなというので、そういうものも要望したいなと思っていましたので、よろしくお願いします。

委員： 指定管理委託料の金額が明示されていますけれども、これは全期間を通じてということで、今、館長からお答えいただきましたけれども、なお、募集要項の24ページも、これ自体も保証するものではないと書いてありますよね。要するに、低くなる可能性のほうが大きいということですよ。保証しないということは。その確認をまずしておいて、全体としては非常によくわかるのですけれども、いくつか、わからないなというところがあるので。37ページの下から4つほど、備考欄の必要に応じてというのは、どういう意味かがわからない。この必要に応じてという意味は。それが1点です。

それからその上の、トナーカートリッジについては指定管理者と、これは17ページにも書いてあることですから、わざわざ書くというのはどういうことかな。余計な齟齬みたいなのが生じるかな。そんなことを思いました。書いて悪いとは思いませんけれども、別の表へ書くとまたそれぞれ意味が違ってくる可能性があるので、必要あるかなと思いました。

3点目、32ページ、33ページに関わる、パソコンの機種が変更された場合、どちらが負担するのかな、よくわからないなというのがあります。ソフトについても、更新すると金額がかかるから、これもどちらが負担するのか、これはどこかに書いてあるのかなと思って一生懸命探したけれども、よくわからない。そこらへんのところを、どうなっていますかという質問です。

事務局： 37ページの下の備品区分表の必要に応じてという形なのですが、こちらは指定管理者が必要ないというものであれば、特にパソコンとか今、現在使っている図書館システムのほうで間に合うということであれば、特に設置は義務付けていないということです。あとプリンターとかシュレッダーとか、扇風機とか、必ず入れてくださいというものではなくて、必要であれば自分で持ってきて使ってくださいという形で記入をしております。

18ページ、図書館システム用のプリンターのトナーカートリッジだけは、指定管理者で用意していただきます。システムの関係なのですが、図書館システムは17ページになるのですが、経費区分表で別紙1ですが、図書館システム機器の賃借というのが、表の下から6番目、機器の賃借というところについて、教育委員会で全部持っていますので、新しく機器が変わったり、ソフトウェアの更新は全部教育委員会でいきます。

委員： 17ページのコピー・ファックスの(事務室)と書いてあって、消耗品も含むと書いてありますけども、37ページはトナーカートリッジについては限定していますが、本来消耗品なんていうのは指定管理者がみんな持つものではないのですか。なぜ限定して書いてあるのですか。

事務局： 37ページの備品区分表のプリンター（図書館システム用）なのですが、プリンター自体は図書館システムの機器賃借の一部に入っていますので、機械自体は全部賃借になっています。ただその中の消耗品、トナーカートリッジは消耗品に入りますので、そちらは指定管理者で持っていただきます。

17ページにあります、先ほどのコピー・ファックス（事務室）は、表の中段ぐらいのところですが、あとその下の利用者用電子複写機というのは、こちらは全部指定管理者で、賃借なり購入なりをしていただいて、セットしていただきます。こちらは本体から全部、指定管理者で持っていただきます。

事務局： 補足させていただきます。37ページの備品区分表というのは、基本的にこれは東大和市です、これは指定管理者ですとどちらかに分けるのですが、このプリンター（図書館システム用）というところだけは、両方に丸が付いてしまっていますから、ちょっとわかりにくいということで、備考のところには先ほどご説明したプリンターそのものは市のものとしますけれども、消耗品であるトナーカートリッジは指定管理者でお願いしますよというそういったつもりで書いたのですが、わかりにくかったかもしれません、以上でございます。

委員： 結構です、わかりました。

委員： 募集要項の5の経費については5で割って2で割ると1館あたり約3,000万が、ほぼ人件費に該当するということですね。微妙な数字だなと非常に思います。仕様書のところの7ページですが、選書のところ、教えてください。

さい。今までの協議会の中で、選書は中央図書館で行うという話があったと思うのですが、これを見ると選書については1次選定ということのようですけれども、指定管理者が行うということですね。尚且つ、新刊案内で行うということです。先ほど事業係長が見計らいの話をされていましたが、その指定管理者の業者の選書の仕方、これはどういうイメージで理解すればよろしいのでしょうか。

事務局： 現在のイメージですけれども、当初いろいろな方法を考えました。指定管理者の人も一緒に見計らい選書に入ってもらおうとか、指定管理者の人は全く選書に携わらないという方法も考えられたのですが、今、現在火曜日を休館にしているのは、その日に選書を行っている、職員全員で行うというのが東大和のやり方なので、見計らいによる選書会議を開いておりますが、休館日等をずらす関係で、指定管理の人に選書会議に加わってもらうのは難しいことがひとつ。

あとやはり中央図書館だけが直営になって、地区館が指定管理となると、今までは全員選書会議に集まって、それぞれの館の様子を話し合いながら、この本はこの館にしよう、この本は中央にしよう、この本は清原にみたいなことを話し合えたのですが、それができなくなるということで、中央図書館が地区館の利用状況等を知らずに、指定してしまうというのはどうなのかという意見もありまして、現場で利用者さんと直接接している業者さんの声も取り入れつつ、それが市全体のバランスとしてどうなのかという最終決定は、中央図書館の選書会議の中で、職員のほうで決めるという形を取ろうということになりました。先ほど見計らいの選書のことを中心に申し上げましたが、世の中に出ている本は、見計らいにのって来る本だけではなくて、出ている本のごく一部であるのですが、中央図書館でもリストによる選書も行っております。リストによる選書ができるようになるには、やはり現場で利用者の方と接したり、毎週見計らいの選書で現実の本を読みこんでみたりということがないと難しいと思っております。中央図書館で職員が見るのと同じ選書のリスト、新刊のリストを、指定管理の業者の方も見て、現場の対応をしていく中で、この本は地区館に必要だろうと思ったものを基に中央図書館で全体のバランスを見て、職員が判断するという方法を考えさせていただきました。以上です。

委員： 純粹に質問で教えていただきたいのですが、専門用語でよくわからないのですが、仕様書の7ページの真ん中あたりに除架・除籍の違い、それから8ページの一番頭、書架不明になった本、これ3つどういうふうに分けていますか。

事務局： 除架・除籍、まず7ページの真ん中のキです。除架というのは、いわゆる

利用者の方が入るエリアの本棚からその本をひっこめるということになります。どうしても新しい本をどんどん買っていきますので、棚がいっぱいになってしまって、非常に見づらい状態になったり、先ほど委員の質問にありましたが、内容が古くなってしまったものとか、毎年出ているようなガイドブックの古いものとかを、書庫にしまって、直接利用者の方が触れられる場所からどけてしまう。本棚から除くというのが除架という形にしております。

除籍というのは、その廊下のところに並んでいるような形で、図書館の資料としてはなくす。図書館に在籍しているものを除いてしまう、除籍ということになります。したがって、図書館の資料検索しても出てこなくなる。除架しただけのもは書庫にありますよとか、別の場所にありますよとか、中央図書館に持ってきましたよとかいうことで、図書館の資料としてまだ利用はできるのだけど、除籍すると実質利用者の方は借りられなくなるというものであります。そこに触れられていますけど、図書館としてなくしてしまうという本については、業者ではなく中央図書館の職員が判断をするということにしております。

次に8ページが一番上、書架不明本ですが、東大和の図書館はオープンな開架方式をとっておりますので、利用者の方が自由に手に取れるというとてもいい面があるのですが、時々行方不明になってしまう本がどうしてもあるのですね。検索すると棚にきちんとあるはずだけれど、たまたま全然違う場所に利用者さんが手に取って、全く違う場所に置いてしまったので見つからないのかもしれないし、職員のほうで貸出処理をミスしてしまって、実際は利用者の方の手元にあるのに処理されないで、データ上あるとか、あとすごく悪い言い方をすると、何もしないで持って行ってしまうという形で、本来あるべきなのに、本棚に書架に見当たらない本を不明本としています。蔵書点検というのはいわゆる棚卸なので、貸出処理されてない本が棚にきちんとあるのかどうかを確認する作業を、一冊一冊、今のところ本市の場合スキャンをして確認していく。そうすると、データ上あるはずなのにない本のリストが作れるのですね。それを中央図書館に報告してくださいという形になっております。

委員： ありがとうございます。よくわかりました。

会長： 時間的にも4時半ということで、これ以降もし判らなかつたり、質問したいことがあったとしたら、ある程度まとめて図書館のほうに出ささせていただくという形でもよろしいですか。やはりこれ手元にきて、まだ本当に数日ということで、なかなか熟読できませんので、もしここはどうなるのということでもありましたら、まとめて出ささせていただくということでもよろしいですか。では、指定管理者制度の導入の準備については、ここで終了にさせてい

たきます。

報告（２）「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止への対応について」

会 長： 報告２の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止への対応について、お願いいたします。

事務局： では資料３をご覧ください。新型コロナウイルスがまん延しておりまして、本年におきましても令和３年４月２５日から、東京都において緊急事態宣言が発出されました。緊急事態宣言は何度か延長されたり、まん延防止に変わったりしているのですけれども、その間の図書館のサービスについて、こちらの資料３にまとめさせていただきました。昨年度、やはり同じ５月ぐらいに緊急事態宣言が出たときは、図書館は全く休館してしまって、返却しか取り扱っておりませんでした。今年はさすがにそれは申し訳ないということと去年の経験もありましたことから、まずこの４月２５日からは館内にはお入りいただけませんが、予約した資料のお受け取りだけは臨時窓口を作って対応いたしました。返却はお預かりしますし、予約の受付もホームページと電話から受け付けております。ホームページから予約をするためにはパスワード登録が事前に必要なのですけれども、当初パスワード登録はお受けしませんでしたとしていたのですが、要望もありましたし、窓口も後半になって落ち着いてきたことから、５月２１日からはパスワード登録を窓口で受け付けました。そのあと６月に入りまして、緊急事態宣言は６月１日から延長になったのですが、６月１日はたまたま火曜日で休館日でしたので、６月２日からは館内への立ち入りを認める形で、貸出、返却すべてやるということにいたしました。ただ、制限がいくつかがございまして、先ほど少しご説明した館内の滞在時間を３０分以内でお願いしたいということ、それから席はすべての椅子を撤去させていただき、また、新聞と雑誌の最新号は閲覧を停止させていただきました。またおはなし会も中止ということ。その後、６月２１日からはまん延防止措置等重点措置ということになって、図書館サイドとしては、ここで少しワンランク本当はサービスを再開したいところもありましたけれども、種々市全体の調整を行った結果、引き続き同じ制限のもとで、７月１１日まで継続させていただいています。ただ先ほど言った小学生の見学会の受け入れ等は、緊急事態宣言の間は、学校のほうで、校外学習は市内市外を問わず一切中止という方針がありましたが、まん延防止になってからは市内でしたらよいとなったということで、申し出のあった小学校が中央図書館なり、清原図書館に、いわゆる授業としていらっしゃっているという状況になっています。説明は以上でございます。

会 長： これについて何かご質問あれば。よろしいですか。

委員： 滞在時間の30分は何か根拠あるのですか。

事務局： 根拠はございません。60分にするか、30分にするかというのがありまして、去年も一番厳しいのは誰も入れられない。次が30分、次が60分と、それは去年の実績を参考にいたしました。

委員： 近隣は30分なのですか。

事務局： 近隣は60分とか、短時間でという言い方をしている自治体もありまして、実は今は東大和が一番厳しい状態にとどまっているところですね。

委員： 市役所全体の決定ということ。

事務局： そうです、はい。

会長： よろしいですか。ではこれに関しては終わりにします。

報告（3）「移動図書館みずうみ号廃止後の代替事業について」

会長： 続きまして、報告3「移動図書館みずうみ号廃止後の代替事業について」説明お願いいたします。

事務局： 資料の4をご覧ください。移動図書館みずうみ号廃止後の代替事業についてということで、先ほども事業説明のところで簡単に触れましたが、移動図書館みずうみ号が昨年度末をもって廃止となり、代替サービスという形で、バスの形での3,000冊積んだみずうみ号はもう使えないのですが、軽ワゴン車に本を積み込みまして、既存の5か所のステーションを、移動図書館みずうみ号が回っていたのと同じ時間に巡回しております。予約していた資料の貸出や、資料の返却を受ける。また、リクエストの受付や新しい利用者の登録など、内容は、今までと変わらずという形です。また、コンテナボックス8箱に新しい資料とか、そのステーションの利用者さんが限られた方も多いので、合わせて借りられるかなというようなものをピックアップして、持参して、そこから選ぶような形にもしております。利用状況については、令和3年4月7日から運行開始したのですが、緊急事態宣言中は通常の運行は中止となりました。ただ、事前に予約をしていた資料をステーションで受け取りたいという用意ができたものについては、そこにピンポイントでお伺いして、その貸出だけを行いました。6月1日以降は、通常運行を開始しています。期間直前まで取れなかったのですが、4月の頭と6月に入ってから通常運行5日間だけの利用なのですが、資料のとりの利用がありました。

それから、みずうみ号が廃止になった後、やはり廃止は残念だという声をたくさんいただきました。ということもありまして、長年東大和の図書館を支えてきたみずうみ号の記念展示ということで、もう終わってしまいましたが、すぐ隣の展示コーナーと移動図書館の車両を使って、展示を行いました。

こちら当初4月16日から5月19日までということを用意していたのですが、緊急事態宣言中、館内に入れなかったこともあり、期間を延長しまして、6月に入って館内に入れるようになってからの6月16日まで、延長して実施しました。内容としましては、移動図書館みずうみ号の歴史とか、東日本大震災の時にボランティアの方がみずうみ号を使って、被災地に本を届ける活動をした時の様子ですとか、あと利用者の皆さんからの思い出メッセージをいただいたので、それを車両に展示しました。このみずうみ号が廃止になるということ、ネット上のブログに取り上げてくださった方がいて、それを見た東京MXテレビの取材もありました。その番組はほんの短い5分くらいものなのですが、それも展示コーナーのところで流しておりました。資料2ページには、この展示の様子、上2枚が展示コーナーです。下の2枚がみずうみ号の車両を使った、車両の方は主に思い出メッセージを展示しております。この時に展示コーナーでは、MXテレビの番組録画したものを流していました。この会議の終了後かけてみますので、お時間ある方は、ご覧になってください。報告は以上になります。

会長： ありがとうございます。ご質問がありましたら。では、みずうみ号廃止の代替事業についてと記念展示に関しては、これで終了いたします。

報告（4）「中央図書館会議室の試行的開放について」

会長： では次に、中央図書館会議室の試行的開放についてお願いいたします。

事務局： 資料5をご覧ください。これは大体毎年やっているのですが、中央図書館においては、平成27年度より隣の会議室を学生等の自習室として試行的に開放しております。昨年は夏休みの期間コロナの関係で行わなかったのですが、今年行う予定で計画を立てておまして、7月、8月の間の土曜、日曜、そして学校が夏休みになる7月21日からは、図書館事業のない平日も含め、開館している日ということでやっております。ただ、ここでまた、まん延防止になってしまいましたので、始まった早々なのですが、7月11日まで、細かく言いますと7月3、4の土日と10、11の土日の4日間は中止をしまして、その次の週末から、もしまん延防止が解除になりましたら、開きたいなと思っております。こちら定員昨年度は12名だったのですが、今年度は8名といたしまして、今、皆さんのお座りいただいている長机1台に一人ということで、昨年よりさらに間隔をあけるということで使っていただくということにしております。また、入室の受付時に、職員がいらっしゃった方の検温させていただきまして、そのほか入室前にはもちろん手指を消毒していただき、退室されるときにはご自分のお使いになったテーブル等をふいていただくというようなことを、利用者にもお願いしていただく形で、

今年また実施したいと考えております。説明は以上です。

会 長： ありがとうございます。ではこの会議室の利用に関しては、ご質問よろしいでしょうか。お願いします。

委 員： 利用時間というのは制限というのはあるのでしょうか。

事務局： 特に制限はございません。したがってそれもありまして、今30分とか言っている中で、自習室だけ一日いていいのかとか、というのは今、整合性が取れないということで中止としております。今、1階フロアには一切席がないのですけれども、自習室を開放するころには1階フロアの席もある程度は戻したいと思っておりますが、1階フロアが全然席がないのに自習室にいっぱい椅子があると、自習ではない人が座って読書をしたくなる気持ちも湧いてくるかもしれないというあたりが苦慮しているところではあります。普通に自習を行う場合は、特に時間制限は設けておりません。

会 長： 他にはよろしいでしょうか。それでは、これで本日の議題はすべて終了になりました。特に皆様からは何かありますか。先ほど言いましたように、この指定管理に関する質問は、もしまだありましたら、どうでしょうか。

事務局： 個別にお問い合わせいただいてもよいですし、図書館協議会で取りまとめいただいても、どちらでも大丈夫です。

会 長： どちらがよろしいですか、個別で聞いていただいた方が早いですね。ある程度まとまったら皆さんにお知らせいただくということで。ではもし質問等ありましたら、個別にお聞きいただくということで、よろしく願いいたします。それでは、事務局のほうからは特に。

事務局： 次回第2回の日程ですけれども、まだ細かい日程は決めていませんが、1月上旬もしくは中旬頃に開催したいと考えております。また改めて、係のほうから調整をさせていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

8 閉会

会 長： それでは、これをもちまして、令和3年度第1回東大和市立図書館協議会を終了といたします。ありがとうございました。